港湾運送料金表

（平成７年９月８日認可
平成７年９月16日実施）

豊橋港

目　　次

1．港　湾　荷　役　料　金（船内・沿岸一貫料金）　……　1頁

2．船　内　荷　役　料　金　……　6

3．沿　岸　荷　役　料　金　……　12

4．小　型　船　荷　役　料　金　……　19

5．はしけ運送料金　……　27

6．貨　物　別　係　数　表　……　30

7．いかだ運送料金　……　34

船内・沿岸一貫料金

港湾荷役料金表

（総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く）

Ⅰ．適　用　範　囲

この港湾荷役料金は、当該貨物について、接岸本船の船内荷役と沿岸荷役を同一委託者から引受けた場合又は、異なる委託者からであっても当該貨物に係る接岸本船の船内荷役と沿岸荷役が同量となる引受の場合等船内荷役と沿岸荷役の荷役手配が一貫して行える場合に適用します。

Ⅱ．料金の種類及び適用方

1．基本料金

（1トンにつき　単位円）

品目				金額	
				接岸本船←→上屋・野積場内	接岸本船←→上屋・野積場前
ユニタイズ貨物等	コンテナ	実入		881	783
		空		749	665
	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング			1,704	1,553
	ノックダウン自動車 完成車(重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)			1,315	1,199
	完成車(重量5トン以上又は容積20トン以上のもの)			1,849	1,674
包装品	袋物			2,375	2,151
	ベール物			2,332	2,106
	カートン ケース クレート	雑貨類・機械類(1個当り5トン未満のもの)		2,525	2,315
		機械類(1個当り5トン以上のもの)		1,849	1,674
		青果類		1,902	1,717
		冷凍品・冷蔵品		—	3,594
有姿貨物	タイヤ			1,728	1,589
	巻取紙（内地産）			1,407	1,251
	木材	岸壁揚のもの	原木	米国材 南洋材	1,289	1,152
				北洋材	1,714	1,580
			製材		1,373	1,233
	非鉄金属類（半製品・銑鉄・地金）				2,063	1,846
	鋼材	一般鋼材(口径12インチ未満の鋼管含む)			1,973	1,794
		鋼管(口径12インチ以上のもの) コイル			1,678	1,525
	石材				1,995	1,844
撒貨物	小麦 肥料原料 鉱砿石（粉）				1,488	1,316
	鉱砿石（塊） 特殊鉱砿石				1,888	1,709
	砂糖				1,808	1,668

(1) 作　業　範　囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

① 「接岸本船内 ⟷ 上屋・野積場内」の場合

(揚荷)　接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送、拼付するまでの作業。

(積荷)　上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

② 「接岸本船内 ⟷ 上屋・野積場前」の場合

(揚荷)　接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷)　上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2．割　増　料　金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種　別	内　　容	割　増　率
半夜荷役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

3．割　引　料　金

割引料金は、次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(1) 大口数量割引

委託者からの１荷役の引受において、同一貨物の量が

①1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の５％

②3,000トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の７％

に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の５％に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

① ３ケ月以上の長期契約があること

② １ケ月間に２回以上の反復継続の引受があること

③ １回当たりの荷役量が3,000トンを超えること

4．待 機 料 金

待機料金は、次のとおりとします。

（１口１時間につき　単位円）

1口の作業構成員数による区分 / 昼夜区分	15人以下 (12人)	16人～22人 (19人)	23人～29人 (26人)	30人～36人 (33人)	37人以上 (40人)
昼間 (8時30分から16時30分まで)	39,610	61,760	83,930	106,100	125,120
半夜 (16時30分から21時30分まで)	61,610	96,070	130,560	165,050	194,630

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあっては８時30分、半夜荷役にあっては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であって、昼間荷役にあっては、８時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあっては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5．最　低　料　金

最低料金は、次のとおりとします。

（１口につき　単位円）

1口の作業構成員数による区分 / 昼夜区分	15人以下 (12人)	16人～22人 (19人)	23人～29人 (26人)	30人～36人 (33人)	37人以上 (40人)
昼　　間（8時30分から16時30分まで）	314,240	489,960	665,840	841,730	992,610
半　　夜（16時30分から21時30分まで）	314,240	489,960	665,840	841,730	992,610

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1)　荷役手配の取消の場合

①　昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降２時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。

②　半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(2)　半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

6．分　担　金　等

区　　分	金　　額
(1)　港湾福利分担金	各貨物（一律）１トンにつき　８円
(2)　労働安定基金	各貨物（一律）１トンにつき　７円

7．消費税の加算

(1)　料金の総額に３％を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2)　上記により計算された金額に１円未満の端数が生じたときは１円単位に四捨五入します。

8．料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方米をもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

9．その他

(1) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金（沿岸荷役料金）のそれぞれの料金を準用します。

(2) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

(3) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。

(4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

船内荷役料金

港湾荷役料金表（船内荷役料金）

（総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く）

Ⅰ．適　用　範　囲

この港湾荷役料金（船内荷役料金）は、船内荷役のみを行う場合に適用します。

Ⅱ．料金の種類及び適用方

1．基本料金

（1トンにつき 単位円）

品目					金額
ユニタイズ貨物等	コンテナ	実入			410
		空			348
	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング				1,001
	ノックダウン自動車 完成車(重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)				776
	完成車(重量5トン以上又は容積20トン以上のもの)				1,025
包装品	袋物				1,318
	ベール物				1,265
	カートン ケース クレート	雑貨類・機械類(1個当り5トン未満のもの)			1,555
		機械類(1個当り5トン以上のもの)			1,025
		青果類			1,027
		冷凍品・冷蔵品			2,582
有姿貨物	タイヤ				1,091
	巻取紙（内地産）				663
	木材	水落しのもの	原木		452
		岸壁揚のもの	原木	米国材 南洋材	635
				北洋材	1,100
			製材		712
	非鉄金属類（半製品・銑鉄・地金）				1,026
	鋼材	一般鋼材(口径12インチ未満の鋼管含む)			1,132
		鋼管(口径12インチ以上のもの) コイル			963
	石材				1,306
撒貨物	小麦 肥料原料 鉱砿石（粉）				660
	鉱砿石（塊） 特殊鉱砿石				1,046
	砂糖				1,169

(1) 作　業　範　囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

① 揚荷の場合は、本船内の貨物をはしけ内又は岸壁上に取卸し、フックをはずすまでの作業。

② 積荷の場合は、はしけ内又は岸壁上の貨物にフックをかけ、本船に積込むまでの作業。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2．割　増　料　金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種　別	内　　容	割　増　率
半夜荷役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

3．割　引　料　金

割引料金は、次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(1) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

①1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5％

②3,000トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の7％

に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5％に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

① 3ケ月以上の長期契約があること

② 1ケ月間に2回以上の反復継続の引受があること

③ 1回当たりの荷役量が3,000トンを超えること

4．待　機　料　金

待機料金は、次のとおりとします。　　（１口１時間につき　単位円）

1口の作業構成員数による区分 / 昼夜区分	9人以下 (7.5人)	10人～13人 (11.5人)	14人～17人 (15.5人)	18人～21人 (19.5人)	22人以上 (22.5人)
昼間（8時30分から16時30分まで）	23,780	36,450	49,140	61,810	71,330
半夜（16時30分から21時30分まで）	36,990	56,700	76,440	96,150	110,960

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあっては８時30分、半夜荷役にあっては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であって、昼間荷役にあっては、８時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあっては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5．最　低　料　金

最低料金は、次のとおりとします。　　（１口につき　単位円）

1口の作業構成員数による区分 / 昼夜区分	9人以下 (7.5人)	10人～13人 (11.5人)	14人～17人 (15.5人)	18人～21人 (19.5人)	22人以上 (22.5人)
昼間（8時30分から16時30分まで）	188,660	289,170	389,840	490,360	565,880
半夜（16時30分から21時30分まで）	188,660	289,170	389,840	490,360	565,880

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1)　荷役手配の取消の場合

①　昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降２時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。

②　半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(2)　半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

6．分　担　金　等

区　　分	金　　額
(1) 港湾福利分担金	各貨物（一律）１トンにつき　４円
(2) 労働安定基金	各貨物（一律）１トンにつき　３円50銭

7．消費税の加算

(1) 料金の総額に３％を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に１円未満の端数が生じたときは１円単位に四捨五入します。

8．料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方米をもって１トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は１個当たり32トン、40フィート型は１個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

9．そ　の　他

(1) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、沈木作業、防波堤外荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

(2) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。

(3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

船内荷役に係る別掲料金

1．ハッチ蓋、ビーム開閉作業手伝料金（1碇泊、1船艙につき）

（単位：円）

区　　分	昼　間	夜　間
2,000G／T未満	5,340	7,500
2,000～4,000G／T	8,040	11,240
4,001～6,000G／T	13,390	18,770
6,001G／T以上の一般貨物船	26,830	37,590
外航撒貨物船	32,220	45,110
スチールハッチ装備船（自動開閉式に限る）の中蓋開閉作業を行なった場合	5,340	7,500

備　考

（イ）　碇泊中船長の命令、天候、その他の事由で中間時に当該作業を行った場合は、実作業時間に対し船内荷役料金4項の待機料金相当額を申し受けます。

（ロ）　特殊船艙（ディープタンク、冷蔵庫等）の当該作業は、実作業時間に対し船内荷役料金4項の待機料金相当額を申し受けます。

（ハ）　本作業が昼夜間に分かれた場合は、それぞれの料金の半額を合算して申し受けます。

2．スタンバイギァー手伝料金（1碇泊、1船艙、1セットにつき）

（単位：円）

区　　分	昼　間	夜　間
デリックの上下およびトリミング	32,100	47,990
ト　リ　ミ　ン　グ	19,090	28,410

（註）　(1)　1セットの意味はデリック、ウインチギャーの一組をいう。

(2)　デリックの上下及びトリミングとは、荷役開始時にデリックが降りたままになっている状態から1st Slingが通過可能となるまでのギヤーを準備した場合をいう。

(3)　トリミングとはデリックがSet upされている状況から1st Slingが通過可能の状態となるまでのギヤーを準備した場合をいう。

(4)　中間時のギャーの段取替えやトリミング（デリックの上下を伴う）については上記料金を支払った上は回数に関係なく無料となる。

備　考

昼間、夜間の区分は最初に本作業に取りかかった時刻を基準とする。

3．エキストラレバー料金（１人につき）

（単位：円）

昼　　間	(08：30～16：30)	27,620	標準
半　　夜	(16：30～21：30)	27,620	標準
後　　夜	(21：30～08：30)	31,510	標準

備　　考

手配取消の場合、作業開始１時間前までに取消の場合は本料金の６割、それ以後取消の場合は10割とします。

4．カーペンター料金・ラッシャー料金

船積貨物固定、区画料金表を適用します。

5．スーパーバイザー料金（１人につき）

（単位：円）

昼　　間	(08：30～16：30)	32,510	標準
半　　夜	(16：30～21：30)	32,510	標準
後　　夜	(21：30～08：30)	37,060	標準

備　　考

特別の業務に従事した場合に限り適用します。

6．深夜荷役割増（21：30～08：30）

12割増とします。

7．日曜日・祝祭日荷役割増

日曜日・祝祭日に荷役した際は、諸料金（待機料金等）の各項料金についても夫々10割増とします。

港湾荷役料金表（沿岸荷役料金）

（総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く）

Ⅰ．適　用　範　囲

この港湾荷役料金（沿岸荷役料金）は、沿岸荷役のみを行う場合に適用します。

Ⅱ．料金の種類及び適用方

1．基本料金

接岸本船船側・はしけ内 ⟷ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

（1トンにつき 単位円）

品目				金額	
				接岸本船船側・はしけ内 ⟷ 上屋・野積場内	接岸本船船側・はしけ内 ⟷ 上屋・野積場前
ユニタイズ貨物等	コンテナ	実入		517	414
		空		440	352
	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング			793	634
	ノックダウン自動車			608	486
	完成車（重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの）				
	完成車（重量5トン以上又は容積20トン以上のもの）			921	737
包装品	袋物			1,182	946
	ベール物			1,190	952
	カートン ケース クレート	雑貨類・機械類（1個当り5トン未満のもの）		1,103	882
		機械類（1個当り5トン以上のもの）		921	737
		青果類		975	780
		冷凍品・冷蔵品		——	1,201
有姿貨物	タイヤ			728	582
	巻取紙（内地産）			818	654
	木材	岸壁揚のもの	原木 米国材 南洋材	722	578
			北洋材	704	563
			製材	733	586
	非鉄金属類（半製品・銑鉄・地金）			1,146	917
	鋼材	一般鋼材（口径12インチ未満の鋼管含む）		945	756
		鋼管（口径12インチ以上のもの） コイル		803	642
	石材			794	635
撒貨物	小麦 肥料原料 鉱砿石（粉）			906	725
	鉱砿石（塊） 特殊鉱砿石			941	753
	砂糖			734	587

港湾荷役料金表（沿岸荷役料金）

（総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く）

Ⅰ．適　用　範　囲

この港湾荷役料金（沿岸荷役料金）は、沿岸荷役のみを行う場合に適用します。

Ⅱ．料金の種類及び適用方

1．基本料金

接岸本船船側・はしけ内 ←→ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

（１トンにつき　単位円）

品目				金額	
				接岸本船船側・はしけ内 ←→ 上屋・野積場内	接岸本船船側・はしけ内 ←→ 上屋・野積場前
ユニタイズ貨物等	コンテナ	実入		517	414
		空		440	352
	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング			793	634
	ノックダウン自動車 完成車(重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)			608	486
	完成車(重量5トン以上又は容積20トン以上のもの)			921	737
包装品	袋物			1,182	946
	ベール物			1,190	952
	カートン ケース クレート	雑貨類・機械類(1個当り5トン未満のもの)		1,103	882
		機械類(1個当り5トン以上のもの)		921	737
		青果類		975	780
		冷凍品・冷蔵品		——	1,201
有姿貨物	タイヤ			728	582
	巻取紙（内地産）			818	654
	木材	岸壁揚のもの	原木 米国材 南洋材	722	578
			原木 北洋材	704	563
			製材	733	586
	非鉄金属類（半製品・銑鉄・地金）			1,146	917
	鋼材	一般鋼材(口径12インチ未満の鋼管含む)		945	756
		鋼管(口径12インチ以上のもの) コイル		803	642
	石材			794	635
撒貨物	小麦 肥料原料 鉱砿石（粉）			906	725
	鉱砿石（塊） 特殊鉱砿石			941	753
	砂糖			734	587

(1) 作　業　範　囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

① 「接岸本船船側・はしけ内 ⟷ 上屋・野積場内」の場合

(イ) 接岸本船船側 ⟷ 上屋・野積場内の場合

(揚荷)　本船船側にある貨物を、上屋・野積場内へ移送、拼付けるまでの作業。

(積荷)　上屋・野積場内の貨物を搬出し、本船船側へ移送する作業。

(ロ) はしけ内 ⟷ 上屋・野積場内の場合

(揚荷)　はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場内へ移送、拼付けるまでの作業。

(積荷)　上屋・野積場内の貨物を搬出し、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。

② 「接岸本船船側・はしけ内 ⟷ 上屋・野積場前」の場合

(イ) 接岸本船船側 ⟷ 上屋・野積場前の場合

(揚荷)　本船船側にある貨物を、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷)　上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、本船船側へ移送する作業。

(ロ) はしけ内 ⟷ 上屋・野積場前の場合

(揚荷)　はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷)　上屋・野積前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2．割　増　料　金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種　別	内　　容	割　増　率
半夜荷役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

3．割　引　料　金

割引料金は、次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(1)　大口数量割引

委託者からの１荷役の引受において、同一貨物の量が

①　1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の５％

②　3,000トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の７％

に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

(2)　長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の５％に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

①　３ケ月以上の長期契約があること

②　１ケ月間に２回以上の反復継続の引受があること

③　１回当たりの荷役量が3,000トンを超えること

4．待　機　料　金

待機料金は、次のとおりとします。

（１口１時間につき　単位円）

1口の作業構成員数による区分 / 昼夜区分	4人～6人（5人）	7人～9人（8人）	10人～12人（11人）	13人～15人（14人）	16人～18人（17人）	19人～21人（20人）
昼間（8時30分から16時30分まで）	15,830	25,310	34,790	44,290	53,790	63,280
半夜（16時30分から21時30分まで）	24,620	39,370	54,120	68,900	83,670	98,440

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあっては８時30分、半夜荷役にあっては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であって、昼間荷役にあっては、８時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあっては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5．最　低　料　金

最低料金は、次のとおりとします。

（１口につき　単位円）

1口の作業構成員による区分 / 昼夜区分	4人～6人（5人）	7人～9人（8人）	10人～12人（11人）	13人～15人（14人）	16人～18人（17人）	19人～21人（20人）
昼間（8時30分から16時30分まで）	125,580	200,790	276,000	351,370	426,730	502,020
半夜（16時30分から21時30分まで）	125,580	200,790	276,000	351,370	426,730	502,020

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。
ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1)　荷役手配の取消の場合

①　昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降２時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。

②　半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(2)　半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

6．上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業料金

本料金は、次の作業を行った場合に適用します。

(1)　上屋内（コンテナフレートステーションを含む）の貨物をその上屋内又は、戸前でコンテナに詰めるまでの作業。

(2)　コンテナ内の貨物を取り出し、上屋内（コンテナフレートステーションを含む）に拼付けるまでの作業。

（１トンにつき　単位円）

袋物・ベール物及びこれらに類似した作業能率のもの	1,828
雑貨類・機械類（１個当り５トン未満のもの）及びこれらに類似した作業能率のもの	1,713
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車及び完成車、機械類（１個当り５トン以上のもの）及びこれらに類似した作業能率のもの	1,605

7．看貫作業料金

本料金は、貨物の看貫作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の３割とします。

ただし、計量器使用及び検量立会人の費用については、本料金とは別に実費を申し受けます。

8．仕訳作業料金

本料金は、貨物の仕訳作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の３割とします。

9．はい替作業料金

本料金は、貨物のはい替作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の８割とします。

10．上屋保管料金

(1) 本料金は、船舶又は、はしけ積卸貨物を上屋その他の荷捌場において、一時保管する場合に適用します。

(2) 本料金表に記載のない貨物については類似した保管内容（坪当りの収容トン数）の料金を適用します。

(3) 本料金の計算は、貨物搬入の日から貨物搬出の日までとします。

（１日１トンにつき　単位円）

貨物分類 ＼ 区分	私設上屋の場合	公共上屋の場合
コンテナ（野積場）	10	7
繊維原料類	44	33
青果	44	33
窯製品	52	44
その他の貨物	77	63

(注) １．公共上屋の場合の上屋使用料は、条例に基づく金額を別途申し受けます。
２．コンテナについては、野積場置きの料金とします。
３．定温保管を要する貨物については、本料金の８割増、また、くん蒸を要する貨物については、本料金の２割増とします。

11．分担金等

区分	金額
(1) 港湾福利分担金	各貨物（一律）１トンにつき　４円
(2) 労働安定基金	各貨物（一律）１トンにつき　３円50銭

12. 消費税の加算

(1) 料金の総額に３％を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に１円未満の端数が生じたときは１円単位に四捨五入します。

13. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方米をもって１トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は１個当たり32トン、40フィート型は１個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

14. その他

(1) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（長距離移送、荒天時荷役、見本採取等を伴う荷役等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

(2) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。

(3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

沿岸荷役に係る別掲料金

1．上屋山側入出料金

上屋、野積場山側入れ又は出し料金の作業範囲は次の通りとします。

車側←→上屋、野積場内

（入）　車側にある貨物の上屋、野積場内までの移送及び拼付るまでの作業

（出）　貨物の上屋、野積場内からの搬出及び車側までの移送作業

一　般　貨　物	上屋内料金の８割
撤　　貨　　物	上屋内料金の３割

ただし、撤貨物であっても上屋内に蔵置することが原則である貨物及び屑鉄類撤は一般貨物料金を適用します。

2．トラック積卸手伝料金

本料金は、沿岸荷役料金の作業範囲⑴－②及び前項①に先行又は続行して行われる車積、車卸作業に適用します。

上屋内料金の４割とします。

3．エキストラ・レバー料金（１人１日につき）

船内別掲料金と同じ。

4．委託者の都合によりトラッククレーン等の取消し、又は待機させた場合は、別途実費を申し受けます。

備　　考

前項の1.2.の料金に対しては沿岸荷役料金表の「2.割増料金」「3.割引料金」「4.諸料金」及び料金の適用方の規定を準用します。

小　型　船　荷　役　料　金

港湾荷役料金表(総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金)

Ⅰ．適　用　範　囲

この港湾荷役料金（総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金）は、

(1)　総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船の本船内 ⟷ 上屋･野積場内又は､戸前迄の荷役

(2)　総トン数500トン未満の小型船の本船内 ⟷ 上屋・野積場内又は、戸前迄の荷役に適用します。

ただし、(1)及び(2)に該当する小型船荷役で船内荷役のみ又は、沿岸荷役のみの場合は、当港において適用される港湾荷役料金（船内荷役料金）又は、港湾荷役料金（沿岸荷役料金）を適用します。

Ⅱ．料金の種類及び適用方

1．基本料金

(1)　総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船内⟷上屋･野積場内又は､上屋･野積場前

（1トンにつき 単位円）

品目					金額	
					本船内⟷上屋･野積場内	本船内⟷上屋･野積場前
ユニタイズ貨物等	コンテナ	実入			672	586
		空			572	498
	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング				1,553	1,433
	ノックダウン自動車 完成車(重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)				1,199	1,107
	完成車(重量5トン以上又は容積20トン以上のもの)				1,674	1,534
包装品	袋物				2,151	1,971
	ベール物				2,106	1,926
	カートン ケース クレート	雑貨類・機械類(1個当り5トン未満のもの)			2,315	2,148
		機械類(1個当り5トン以上のもの)			1,674	1,534
		青果類			1,717	1,568
		冷凍品・冷蔵品			――	3,366
有姿貨物	タイヤ				1,589	1,479
	巻取紙（内地産）				1,063	941
	木材	岸壁揚のもの	原木	米国材 南洋材	1,152	1,042
				北洋材	1,580	1,473
			製材		1,233	1,122
	非鉄金属類（半製品・銑鉄・地金）				1,846	1,672
	鋼材	一般鋼材(口径12インチ未満の鋼管含む)			1,525	1,435
		鋼管(口径12インチ以上のもの) コイル			1,297	1,220
	石材				1,844	1,723
撒貨物	小麦 肥料原料 鉱砿石（粉）				1,316	1,178
	鉱砿石（塊） 特殊鉱砿石				1,709	1,566
	砂糖				1,668	1,557

(2) 総トン数500トン未満の小型船内 ←→ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

（1トンにつき 単位円）

品目				金額	
				本船内←→上屋・野積場内	本船内←→上屋・野積場前
ユニタイズ貨物等	コンテナ	実入		672	538
		空		572	458
	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング			1,031	824
	ノックダウン自動車 完成車(重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)			790	632
	完成車(重量5トン以上又は容積20トン以上のもの)			1,197	958
包装品	袋物			1,537	1,230
	ベール物			1,547	1,238
	カートン ケース クレート	雑貨類・機械類(1個当り5トン未満のもの)		1,434	1,147
		機械類(1個当り5トン以上のもの)		1,197	958
		青果類		1,268	1,014
		冷凍品・冷蔵品		——	1,561
有姿貨物	タイヤ			946	757
	巻取紙（内地産）			1,063	850
	木材	岸壁揚のもの	原木 米国材 南洋材	939	751
			原木 北洋材	915	732
			製材	953	762
	非鉄金属類（半製品・銑鉄・地金）			1,490	1,192
	鋼材	一般鋼材(口径12インチ未満の鋼管含む)		1,229	983
		鋼管(口径12インチ以上のもの) コイル		1,044	835
	石材			1,032	826
撒貨物	小麦 肥料原料 鉱砿石（粉）			1,178	943
	鉱砿石（塊） 特殊鉱砿石			1,223	979
	砂糖			954	763

(3) 作　業　範　囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

① 「本船内 ⟷ 上屋・野積場内」の場合

(揚荷)　本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送・拼付するまでの作業。

(積荷)　上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

② 「本船内 ⟷ 上屋・野積場前」の場合

(揚荷)　本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷)　上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

(4) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2．割　増　料　金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種　別	内　　容	割　増　率
半夜荷役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の６割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

3．割　引　料　金

大口数量割引料金は、次のとおりとします。

委託者からの１荷役の引受において、同一貨物の量が1,000トン以上の場合は、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額から５％を割引ます。

4．分　担　金　等

(1)　総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船内

←→ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

区　　分	金　　額
(1) 港湾福利分担金	各貨物（一律）1トンにつき　8円
(2) 労働安定基金	各貨物（一律）1トンにつき　7円

(2)　総トン数500トン未満の小型船内

←→ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

区　　分	金　　額
(1) 港湾福利分担金	各貨物（一律）1トンにつき　4円
(2) 労働安定基金	各貨物（一律）1トンにつき　3円50銭

5．消費税の加算

(1)　料金の総額に３％を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2)　上記により計算された金額に１円未満の端数が生じたときは１円単位に四捨五入します。

6．料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方米をもって１トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は１個当たり32トン、40フィート型は１個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

7．その他

(1) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金（沿岸荷役料金）のそれぞれの料金を準用します。

(2) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

(3) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。

(4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

港湾荷役料金表(総トン数500トン未満の小型船荷役料金)

Ⅰ．適　用　範　囲

この港湾荷役料金（総トン数500トン未満の小型船荷役料金）は、本船内 ⟷ 上屋・野積場内又は、戸前迄の荷役に適用します。

Ⅱ．料金の種類及び適用方

1．基本料金

本　船　内 ⟷ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

（1トンにつき 単位円）

品目				金額	
				本船内⟷上屋･野積場内	本船内⟷上屋･野積場前
ユニタイズ貨物等	コンテナ	実入		672	538
		空		572	458
	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング			1,031	824
	ノックダウン自動車 完成車(重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)			790	632
	完成車(重量5トン以上又は容積20トン以上のもの)			1,197	958
包装品	袋物			1,537	1,230
	ベール物			1,547	1,238
	カートン ケース クレート	雑貨類・機械類(1個当り5トン未満のもの)		1,434	1,147
		機械類(1個当り5トン以上のもの)		1,197	958
		青果類		1,268	1,014
		冷凍品・冷蔵品		—	1,561
有姿貨物	タイヤ			946	757
	巻取紙（内地産）			1,063	850
	木材	岸壁揚のもの	原木 米国材 南洋材	939	751
			原木 北洋材	915	732
			製材	953	762
	非鉄金属類（半製品・銑鉄・地金）			1,490	1,192
	鋼材	一般鋼材(口径12インチ未満の鋼管含む)		1,229	983
		鋼管(口径12インチ以上のもの) コイル		1,044	835
	石材			1,032	826
撒貨物	小麦 肥料原料 鉱砿石（粉）			1,178	943
	鉱砿石（塊） 特殊鉱砿石			1,223	979
	砂糖			954	763

(1) 作　業　範　囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

① 「本船内 ⟷ 上屋・野積場内」の場合

(揚荷)　本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送・拼付するまでの作業。

(積荷)　上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

② 「本船内 ⟷ 上屋・野積場前」の場合

(揚荷)　本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷)　上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2．割　増　料　金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種　別	内　　容	割　増　率
半夜荷役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の６割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

3．割　引　料　金

大口数量割引料金は、次のとおりとします。

委託者からの１荷役の引受において、同一貨物の量が1,000トン以上の場合は、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額から５％を割引ます。

4．分　担　金　等

区　　分	金　　額
(1) 港湾福利分担金	各貨物（一律）１トンにつき　４円
(2) 労働安定基金	各貨物（一律）１トンにつき　３円50銭

5．消費税の加算

(1)　料金の総額に３％を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2)　上記により計算された金額に１円未満の端数が生じたときは１円単位に四捨五入します。

6．料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方米をもって１トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は１個当たり32トン、40フィート型は１個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

7．その他

(1)　本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金（沿岸荷役料金）のそれぞれの料金を準用します。

(2)　特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

(3)　委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。

(4)　本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

はしけ運送料金

はしけ運送料金表

Ⅰ．適用範囲

このはしけ運送料金は、港湾内又は指定区間において、はしけにより、本船船側 ⟷ 沿岸間又は、沿岸 ⟷ 沿岸間の貨物の運送を行う場合に適用します。

Ⅱ．料金の種類及び適用方

1．基 本 料 金

（1トンにつき 単位円）

品　　目	金　　額
	港 湾 内 運 送
	通 常 の 港 湾 内
ユニタイズ貨物 一 般 包 装 品 有 姿 貨 物	1,085
撒　貨　物	980

(1) 作 業 範 囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

① 本船船側 ⟷ 沿岸間における運送の場合

本船船側に繋留されたはしけ内においてフックをはずされた貨物を運送可能な状態に積み付けし、これを運送し、貨物揚河岸に繋留するまで、又は貨物積み河岸に繋留されたはしけに運送可能な状態に積み付けられた貨物を運送し、本船船側においてフックでかけられる状態にするまでの作業とします。

② 沿岸 ⟷ 沿岸間における運送の場合

貨物積み河岸に繋留されたはしけに運送可能な状態に積み付けられた貨物を運送し、貨物揚河岸に繋留するまでの作業とします。

なお、荷繰作業に際し、はしけを使用する場合の作業を含みます。

2．割　増　料　金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出しこれらの金額を合算します。

種　別	内　　容	割　増　率
半夜運送	16時30分から21時30分までの間における運送	基本料金の4割増
日曜日・祝祭日運送	日曜日・祝祭日における運送	基本料金の3割増

3．はしけ内荷捌料金

本料金は、本船船側におけるはしけ内の荷捌作業に適用します。

（1トンにつき単位円）

品　　目	金　　額
一般包装品	115
ユニタイズ貨物 有姿貨物 撒貨物	58

（注）　本料金は、1はしけ内のはしけ内荷捌要員が、一般包装品にあっては2名、その他の貨物にあっては1名の場合に適用し、それぞれの人員が1名増す毎に1名につき58円増しとします。

なお、本料金には、港湾荷役料金（船内荷役料金）に係る所定の割増料金を準用します。

4．滞　船　料　金

積載貨物トン数1トン1日につき124円とします。

ただし、本料金は貨物の積荷役日を含め4日間以内にはしけ運送が完了（はしけ繋留場所に揚荷役を完了して帰着するまで）しない場合に積荷役日から起算して5日目以降当該はしけ運送が完了するまでの間に適用します。

5．最　低　料　金

本料金は、1運送の引受量が100トンに満たない場合に適用し、当該引受量が100トンに満たない場合は、100トン分とします。

6．分　担　金　等

区　　分	金　　額
(1) 港湾福利分担金	各貨物（一律）１トンにつき　４円
(2) 労働安定基金	各貨物（一律）１トンにつき　３円50銭

7．消費税の加算

(1) 料金の総額に３％を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に１円未満の端数が生じたときは１円単位に四捨五入します。

8．料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方米をもって１トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は１個当たり32トン、40フィート型は１個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

9．その他

(1) 特殊貨物（海難貨物、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物等）、及び特殊運送（荒・雨・雪天時運送、防波堤外運送）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

(2) 委託者の要求により、はしけ封印を行った場合及びはしけ敷物等の特別の資材を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。

(3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

貨物別系数表

(船内・はしけ・沿岸共通)

系　数　適　用　表

Ⓐ ALFALFA HAY CUBU	アルファルアヘイキューブ	2.0
ALFALFA MEAL (P'BAG)	アルファルアミール（紙袋）	1.9
ALMOND SHELL MEAL	アーモンド殻粕	1.6
ALMON	アーモンド	1.5
ANIMAL HOOF & HORN	獣蹄、角	1.3
ASBESTOS (AMPARO)	石　綿（アンペラ）	2.3
ASBESTOS (P'BAG)	石　綿（紙袋）	1.3
ASBESTOS (JUTE BAG)	石　綿（麻袋）	1.7
Ⓑ BAMBOO BEAN	バンブービーン	1.2
BARLEY	大　麦	1.2
BEET PULP PELLET (IRAN)	ビートパルプペレット(イラン産)	1.8
BEET PULP PELLET (U.S.A)	ビートパルプペレット（米国産）	1.3
BEET PULP PELLET (EUROPIAN ORIGIN)	ビートパルプペレット（欧州産）	2.0
BEET PULP (JUTE BAG)	ビートパルプ（麻袋）	3.0
BEET PULP (BALE)	ビートパルプ（ベール）	2.5
BLACK MATPE	ブラックマッペ	1.2
BLOOD MEAL	血　粉	1.5
BLUE PEA	エンドウ豆	1.2
BONE MEAL	骨　粉	1.5
BONE MEAL PELLET	粒状骨粉	1.1
BRAN	ふすま	1.8
BUCKWHEAT	そ　ば	1.5
BUTTER BEAN	バタービーン	1.4
Ⓒ CANARY SEED	カナリーシード	1.3
CASEIN	カゼイン	1.5
CAPROLACTAM	カプロラクタム	1.3
CASTOR SEED MEAL	ひま粕	1.4
CASTOR SEED	ひま種子	1.8
CASSAVA MEAL	カサバ粕	1.8
CASSAVA ROOT CHIP	カサバ根くず	2.6
CATTLE HOOF	牛のひずめ	2.8
CHARCOAL	木炭・炭	2.0
CHEST NUT	栗	1.7

	CHINESE CASSAVA STARCH	中国産カサバ澱粉	1.5
	COCOA BEAN	ココア豆	1.6
	COFFEE BEAN	コーヒー豆	1.6
	COCOON	かいこ（まゆ）	2.3
	COCOON MEAL	まゆくず	1.5
	COPRA	コプラ（椰子）	2.0
	COPRA MEAL	コプラ粕	1.5
	CRUDE RUBBER	生ゴム	1.4
	CRUSHED BONE	砕　骨	1.4
	COTTON SEED MEAL	綿実の粕	1.3
	COTTON SEED MEAL PELLET	綿実の粕（粒状）	1.2
	COTTON SEED	綿　実	2.0
Ⓕ	FEATHER MEAL	フェザーミール	1.5
	FEED PELLET	飼　料（粒状）	1.8
	FEED SCREENING	飼料粕	1.2
	FEED OATS	カフス麦	1.5
	FISH MEAL（HOME MADE）	魚　粉（国産）	1.5
	FISH MEAL（IMPORT）	魚　粉（輸入）	1.8
	FLAX SEED	亜麻種子	1.3
	FLOWER SEED	花種子	1.5
	FROZEN SWORD FISH	冷凍めかじき	1.6
	FROZEN ALBACORE	りんちょう	1.6
	FROZEN YELLOW FIN FISH	冷凍きはだ	1.7
Ⓖ	GREEN PEA	グリンピース	1.2
	GROUNDNUT MEAL	落花生粕	1.5
	GROUNDNUT	落花生	1.6
Ⓗ	HEMP SEED	大麻種子	1.7
	HOOF HORN MEAL	獣蹄角、等のくず	1.4
	HOP	ホップ（球界状）	2.8
Ⓘ	INDIAN KAPOC SEED MEAL	インド産、カポックシード粕	1.6
Ⓙ	JUTE YARN	黄麻センイ	3.0
Ⓚ	KAPOK SEED	カポックの種子	2.0
	KAPOK SEED MEAL	カポックの種実粕	1.2
Ⓛ	LACTOSE	ラクトーゼ（乳糖）	1.5
Ⓜ	MALT	麦　芽（ビール麦）	1.7

	MASTARD SEED	からし種子	1.3
	MAIZE	もろこし	1.2
	MAIZE COB MEAL	もろこし固形状粕	3.3
	MAIZE¥MEAL	もろこし粕	1.3
	MEAT MEAL	肉　粕	1.4
	MEAT BONE MEAL	肉粉粕	1.2
	MILK (P'BAG)	ミルク（紙袋）	1.5～1.9
	MILK POWDER	粉ミルク	1.5
	MILLET	もろこし類	1.2
	MILLET SEED	きび種	1.3
	MILO	マイロ（もろこしの一種）	1.2
	MIXED ANIMAL HOOF	獣類のひずめ	2.8
	MUTTON (BONELESS IN CARTONS)	マトン(骨を取除いたカートン入)	1.2
	MUTTON (CARCASS IN JUTEBAGS)	マトン（首なし麻袋入）	3.0
Ⓝ	NIGER SEED	植物の種子	1.5
Ⓞ	OATS	えん麦	1.8
	OATS HUSK	えん麦の皮	3.0
Ⓟ	PALM KERNEL MEAL	油やしの粕	1.6
	PELLET	粒	1.3
	POLLARD	ポラード	1.8
	POLLARD PELLET	ポラードペレット	1.5
Ⓡ	RAPE SEED	ナタネ種子	1.3
	RAPE SEED MEAL	ナタネ種子粕	1.7
	RED BEAN	小　豆	1.2
	RICE BRAN	米ぬか	1.8
	RICE	米	1.3
	RICE BRAN MEAL	米ぬか粕	1.5
	RYE	ライ麦	1.2
Ⓢ	SAFFLOWER SEED MEAL	紅花種子粕	1.8
	SAFFLOWER MEAL	紅花粕	1.8
	SAFFLOWER SEED	紅花種子	1.5
	SESAME SEED	ゴ　マ	1.5
	SEAWEED	海　草	1.5～2.5
	SHARK (FILLET)	さ　め（ヒレ）	1.6
	SHARK (DRESSED)	さ　め（ドレス）	1.7

	SHELLED ACORN	殻付どんぐり	1.3
	SILK WORM	ま　ゆ	1.4
	SOYA BEAN	大　豆	1.2
	SOYA BEAN MEAL	大豆粕	1.5
	STARCH (CHINESE ORIGIN IN COTTON SACKS)	澱　粉（中国産綿袋）	1.4
	SUNFLOWER SEED	ひまわり種子	2.2
Ⓣ	TAPIOKA (THAILAND)	タピオカ（タイ国産）	2.2
	TAPIOKA FLOUR	タピオカ粉	1.3
	TAPIOKA	タピオカ	1.3
	TEA	茶	4.0
Ⓦ	WHEY POWDER	凝乳粉	1.8

備　　考

(1) 上記貨物については重量をもって計算し、それぞれの系数を重量トンに乗じた数を計算トン数とする。

(2) 上記に記載のない貨物については、類似貨物の系数を適用する。

いかだ運送料金表

Ⅰ．適用範囲

このいかだ運送料金は、いかだ運送を行う場合に適用します。

Ⅱ．料金の種類及び適用方

1．基本料金

本船沖取－仕訳筏組

（1立方メートルにつき 単位円）

品目		金額
原木	米国材	931
	南洋材	755
	北洋材	1,147

(注) 筏に組んだ木材を、水面貯木場より掘出し、指定河岸へ曳航する作業に係る料金は、別に申し受けます。

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、本船船側の水面に取り卸された木材を筏組し曳航のうえ、水面貯木場に搬入し、筏を崩し、仕訳の上、筏組するまでの作業並びに当該筏組木材を水面貯木場より、指定河岸へ曳航するまでの作業とします。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2．割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種別	内容	割増率
半夜荷役	16時30分から21時30分までの間における作業	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の10割増

3．待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

（１口１時間につき 単位円）

区　　分	金　　額
昼　間（８時30分から16時30分まで）	26,160
半　夜（16時30分から21時30分まで）	40,690

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあっては８時30分、半夜荷役にあっては16時30分）以降における本船入港待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であって、昼間荷役にあっては、８時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあっては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

4．分　担　金　等

区　　分	金　　額
(1) 港　湾　福　利　分　担　金	各貨物（一律）１トンにつき　３円53銭
(2) 労　働　安　定　基　金	各貨物（一律）１トンにつき　３円09銭

5．消費税の加算

(1) 料金の総額に３％を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に１円未満の端数が生じたときは１円単位に四捨五入します。

6．そ　の　他

(1) 特殊貨物（海難船に係る作業、防波堤外における作業、荒天時における作業、小径木、沈木台取・台はずし等作業困難を伴う作業、桟積・桟崩しを伴う作業等）及び雨天・雪天時における作業の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。

(2) 水面保管10種類以上の仕訳作業、潜水掃海作業、消毒皮剝作業、水切作業、堀・整理作業及び筏網補強作業等を行った場合は、実費を申し受けます。

(3) 沈木引揚用機械、浮起重機、沈木吊木台等、特別の機械又は資材を使用した場合の費用については、実費を申し受けます。

(4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において、当事者間の取り極め又は、慣習によります。